

平成 17 年 11 月 11 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 18 号

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

連結財務諸表を作成する場合、在外子会社が採用する会計処理は、本来、企業集団として統一されるべきものであります。しかしながら、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」では、在外子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が、企業集団として統一しようとする会計処理と異なる場合でも、当該会計処理が明らかに合理的でないと認められるときを除き、当面、親会社と子会社との間で会計処理を統一する必要はないものとされております。

当該報告の公表からある程度の期間が経過し、我が国の会計基準が、国際的な会計基準と同等の水準まで整備されてきたことや、欧州をはじめ多くの国々において国際財務報告基準（IFRSs）が採用されつつある等、国際的な会計基準の適用にも変化が見られることから、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、上述のような現行実務における取扱いの見直しを検討してまいりましたが、今般、平成 17 年 11 月 8 日の第 92 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 12 月 12 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：zaigai@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717
お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 原則的な取扱い

- 連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。

■ 当面の取扱い

- 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。なお、ここでいう在外子会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、連結決算手続上利用するために内部的に作成されたものを含む。
- その場合であっても、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離している場合には、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。以下に示す項目については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、当期の損益に修正を反映させる。
 - のれんの償却
 - 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
 - 研究開発費の支出時費用処理
 - 投資不動産の時価評価
 - 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及的修正
- 上記 5 項目以外の会計処理についても、それぞれの会計基準における考え方は乖離していないが、適用の段階において相違が生ずるものや、連結上の総資産又は純資産（評価・換算差額等を含む。）の金額に影響を与えるものも、継続して適用することを条件として、修正を行うことを妨げない。

■ 主な変更点

<p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: center;">〔 日本公認会計士協会 監査委員会報告第 56 号〕</p>	<p style="text-align: center;">本公開草案</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 在外子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はない。 ● 在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとする。なお、ここでいう在外子会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、連結決算手続上利用するために内部的に作成されたものを含む。 ● 国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離している場合には、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。

■ 適用時期等

- 本公開草案は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。なお、平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表についても本公開草案を適用することができる。また、本公開草案の適用前においても、全部又は一部の在外子会社について、所在地国の会計基準に代えて、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成された財務諸表を連結決算手続上利用することを妨げない。
- 適用初年度の期首における在外子会社の貸借対照表上の資産又は負債の残高のうち、本公開草案の適用の結果、過年度の損益として会計処理しなければならない額が生じた場合、その純額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

(参 考)

本公開草案の公表に反対する委員1名から以下の意見が出されている。

- ① 例外的取扱いや任意修正が多いため、複雑難解かつ財務諸表作成者の裁量の余地が入る可能性が高く、実務上の指針としては適切でない。
- ② 当期純利益に影響する項目のみ修正を求めており、総資産又は純資産への影響を無視している。
- ③ 本公開草案の性格が当面の取扱いにもかかわらず、その適用期限の定めがない。

さらに、当該意見では、以上の懸念を解消するために、本公開草案2ページ「当面の取扱い」第3段落のなお書き及び(注1)を削除するとともに、同ページの第2段落を次のように改める提案がなされている。

「その場合であっても、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離している場合や適用の段階において相違が生ずる場合には、連結決算手続上、重要性が乏しい場合を除き、当該会計処理を修正しなければならない。以下に示す5項目は、それらの例示である。」

これに対して、本公開草案の公表に賛成の委員は、次のように考えている。

- ① 本公開草案における当面の取扱いは、本公開草案2ページ「当面の取扱い」第3段落のなお書き及び(注1)があることで、原則的な取扱いにより近い取扱いになっている。その趣旨は明解であり、また、当該なお書きに関する修正については、継続して適用することを求めるなど指針として配慮している。
- ② 本公開草案が、連結上の当期純利益に重要な影響を与える項目の修正を求めているのは、財務報告において提供される情報のなかで、特に重要なのは投資の成果を示す利益情報であると考えられるためである(本公開草案3ページ「本実務対応報告の考え方」第4段落参照)。
- ③ 本公開草案における当面の取扱いは、実務上の実行可能性などを考慮しているため、これらが解消されるまでの適用と考えられるが、現段階において、その適用期限を定めることは困難である。

以 上